

国家戦略特区制度の仕組み

規制・制度改革 (全国措置又は特区特例)

提案者（自治体・事業者等）からの提案

主務官庁へ
検討要請

必要に応じ特区WG
によるヒアリングを
開催・特区諮問会議
で対応方針を決定

全国での規制・制
度改革又は地域で
の特例措置実現

特区の指定^{注)}

特区指定基準に
基づき特区WG等で
調査・検討

特区諮問会議

特区指定（政令）・
区域方針（総理大臣決定）

特例を活用する 事業の認定

特区区域会議（大臣・首長・民間事業者等）

特例活用事業に関する区域計画の作成

総理大臣認定・国家戦略特区諮問会議への報告

特区の評価

特区区域会議

認定区域計画の進捗状況の評価（年1回）

総理大臣報告・特区諮問会議での調査審議

注) 特区の指定がされていない場合でも、規制・制度改革の提案を行い、全国での規制・制度改革又は構造改革特区の特例措置として実現につなげることが可能